

## 令和6年度所得別年間国民健康保険料額の目安表

料率等	医療分	後期分	介護分	備 考
所得割	6.35%	2.19%	2.20%	被保険者の前年の総所得金額等に賦課される。
均等割	24,929円	8,641円	9,993円	被保険者一人当たりに賦課される。
平等割	23,343円	8,091円	6,870円	一世帯当たりに賦課される。
限度額	650,000円	240,000円	170,000円	年間の保険料計算で保険料の最高限度額

(注1) 前年 所得金額	年間保険料額 (単位:円)					給与収入 の目安 (単位:円)	年金収入 の目安 (単位:円)
	被保険者数	1人	2人	3人	4人		
0~43万円		24,400	37,500	47,600	57,600	67,600	98万円以下 103万円以下
500,000円		48,200	70,100	86,900	103,600	120,400	1,050,000 1,100,000
1,000,000円		143,000	123,700	140,500	157,400	174,100	1,550,000 1,700,000
1,500,000円		196,700	215,200	242,000	211,000	227,800	2,300,000 2,400,000
2,000,000円		250,400	293,800	295,600	322,600	349,400	3,000,000 3,000,000
2,500,000円		304,100	347,600	381,100	376,200	403,100	3,700,000 3,700,000
3,000,000円		357,800	401,200	434,800	468,400	456,800	4,300,000 4,300,000
3,500,000円		411,500	455,000	488,500	522,100	555,700	4,900,000 4,900,000
4,000,000円		465,200	508,600	542,200	575,800	609,300	5,500,000 5,500,000
4,500,000円		518,900	562,400	595,900	629,500	663,100	6,200,000 6,100,000
(注2) 5,000,000円		572,600	616,000	649,600	683,200	716,700	6,800,000 6,700,000

(注1) 会社都合等(非自発的失業)による退職の場合、給与所得金額を30%にして保険料を計算する特例があります。

(注2) 500万円を超える所得については、スペースの制約のため省略しています。

### 【表の見方】

- 1 保険料額は、被保険者数2人目までは介護第2号被保険者該当(40歳~64歳)として計算しています(3人目以降は介護第2号被保険者非該当として計算)。
- 2 「前年所得金額」は、世帯内で所得がある被保険者が1人であることを前提としています。
- 3 軽減賦課(均等割、平等割の軽減)についても考慮しています。
- 4 収入の目安について、年金収入の場合は、65歳未満の公的年金控除を適用しています。

年間保険料は、世帯主とその世帯に属する被保険者等の前年中の総所得金額等で決定します。また、擬制世帯主(国民健康保険の被保険者でない世帯主)の場合、擬制世帯主の所得は保険料の算定には含まれません。ただし、軽減判定の算定には含まれます。

お問合せ先  
国保年金課国保保険料係  
電話 (046)225-2123(直通)